

特許 & 技術レポート

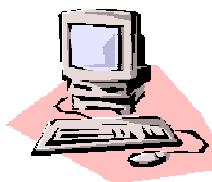
河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2011-01

.....

ハイライト：

特許庁、特許情報の英文検索サービスを開始	1
パテントトロールのIV社、初訴訟	3
グラフェン関連特許出願の動向	4
氏名の商標及びサービスマークの出願が人気	4
サムスン電子、炭素ナノチューブ特許を確保	5
高層建物火災関連の特許出願急増	6



特許制度

韓・中、特許技術取引の業務協約を締結

韓国発明振興会は12月3日、中国高科技産業化創新委員会との韓中特許技術取引の活性化のための技術需要企業の調査、技術情報交換及び仲介交渉などに対する相互業務協約を締結したことを明らかにした。

これによって、最近中国での韓国特許出願の件数が急増しており、協約締結を通じて両国間の特許技術取引が拡大されるなど、両国の産業発展に寄与するであろうと期待される。

韓国発明振興会は、特許技術取引及び事業化促進のために、海外の各国に特許技術取引協力のネットワークを構築している。韓国企業の海外技術の導入を支援するために、既に米国、日本、ドイツ、ロシアの4ヶ国の関連機関と業務

協約を締結するとともに、韓国の優れた特許技術の海外技術市場への進出を支援するために、2010年8月にベトナムホーチミン市の科学技術局と業務協約を締結したことに続き、今回中国とも業務協約を締結することになった。

韓国発明振興会のチェ・ジョンヒョプ副会長は、「韓中の特許技術取引協約締結の意味は、韓国の最大交易相手国である中国と製品以外に特許技術などの産業財産権までに交流を拡大することは勿論、今回の協約締結が韓国企業の中国進出と技術取引市場の成長発展にも役立つであろうと期待する」と述べた。

特許庁、 特許情報の英文検索サービスを開始

外国人が韓国特許の英文要約書と行政処理手続きの情報など、韓国の特許技術情報をインターネットで一度に検索できるようになった。

特許庁は、最近、韓国特許の英文抄録(KPA-Korea Patent Abstracts)に対する海外での需要が毎年30%以上急増するのに伴い、特許情報の英文検索サービス(KIPRIS ; eng.kipris.or.kr)を補完、12月15日新たに開始した。

KIPRISは、韓国特許をはじめとする米国・ヨーロッパ・日本等8種の海外特許情報を提供しており、1999年からは韓国特許技術を英文で要約したKPAを英文検索サービスで無料検索・閲覧できるように支援している。

今回新たに開始するKIPRISの英文検索サービスは、「図面の一括閲覧」及び検索結果の分類統計機能を追加して分析能力を高め、KPAの検索結果に英文行政処理情報までワンクリックで提供し、海外ユーザーへの便宜を高めた。

特許庁の関係者は、「今回のKIPRISの英文検索サービスの改編が、韓国特許を海外に知らせ、保護するのに役立つであろうと期待している」とし、「海外の利用者が言語の障壁なく韓国の特許情報を活用できるように英文のコンテンツを拡大し続けるつもりである」と述べた。

特許庁、国有特許の無償実施制度施行

特許庁は、技術性と事業性に優れた国有特許の活用を促進するために、特許登録後3年以上未活用の国有特許を3年間無償で使用できる「国有特許無償実施制度」を施行することを明らかにした。

国有特許は、国家公務員が職務過程で発明したものを国家が継承して国家の名義で出願した特許を言い、現在2237件が登録されている。

今回提供される国有特許は、専門家の技術価値評価を通じ、技術性と市場性の部門において優秀な評価を得た509件である。

使用を希望する企業は、インターネット技術市場(IP-MART)で技術価値の評価報告書を閲覧した後、特許庁のホームページ(www.kipo.go.kr)で申請書を作成して提出すればよい。詳しい国有特許リストと申請方法は、インターネット技術市場(www.ipmart.or.kr)の国有特許コーナーと特許庁ホームページの特許路で確認できる。



▶両発明における課題の解決原理が同一であるという意味とその判断方法について

事件：特許法院2010. 11. 19. 宣告2010HE04250[権利範囲確認(特)]

判示事項：イ. 均等論の適用要件のうち、「両発明における課題の解決原理が同一であること」の意味とその判断方法

ロ. 本事件第1項発明は、「『リング状の係止溝(41)』と『中空ガイド(42)の前方の空間部の間に突出され形成される弾性片(45)の先端のフック(44)』とが結合されてかけられるように構成された係止手段(4)」を本質的・特徴的構成とする発明であるといえるが、確認対象発明は、本事件第1項発明の『リング状の溝にフック形態の部材が弾性力により結合される構成』とは異なり、『挿入孔(230)と係止段差部(240)の二重同心円構造により、突起部材(120)の係止部(121)が同心円の縁全体に囲むようにかかり、また、突起部材のヘッド部(123)がその最大直径より小さい直径の係止段差部(240)の下端部(の円弧部分)をむりやりに貫通して結着するように構成された結合手段』を採択しており、両発明における課題の解決原理が同一であるとは見ることができないとした事例。

判決要旨：イ. 特許発明と対比される発明(以下「確認対象発明」という)が特許発明の権利範囲に属すると見なすためには、特許発明の特許請求範囲に記載された各構成要素とその構成要素間の有機的結合関係が確認対象発明にそのまま含まれていなければならない。一方、確認対象発明で、特許発明の特許請求範囲に記載された構成のうち、置換乃至変更された部分がある場合にも、両発明における課題の解決原理が同一であり、このような置換によっても、特許発明のような目的を達成することができ、実質的に同一の作用効果を示し、このように置換することが通常の技術者であれば誰でも容易に考え出せるほどに自明であれば、確認対象発明が特許発明の出願時に既に公知となった技術と同一の技術、又は通常の技術者が公知技術から容易に発明できる技術に該当するか、特許発明の出願手続きを通じて確認対象発明の置換された構成が特許請求範囲から意識的に除外されたものに該当するなどの特別な事情がない限り、確認対象発明は全体的に特許発明の特許請求範囲に記載された構成と均等なものであって、依然として特許発明の権利範囲に属すると見なければならない。但し、ここで言う両発明における課題の解決原理が同一であるということは、確認対象発明で置換された構成が特許発明の非本質的な部分であるため、確認対象発明が特許発明の特徴的構成を有するということを意味し、特許発明の特徴的構成を把握することにおいては、特許請求範囲に記載された構成の一部を形式的に抽出するのではなく、明細書の発明の詳細な説明の記載と出願当時の公知技術等を参酌して先行技術と対比したとき、特許発明において特有の解決手段が基にしている課題の解決原理が何であるかを実質的に探求して判断しなければならない。

ロ. 証拠によると、本事件第1項発明が属する『壁面に断熱材を付着させるための結着具(固定手段)』に関する技術分野で、既に本事件特許発明の出願前から『突出した棒状の部材の先端部分が、孔状の相対部材の一部に形成された弾性部材の弾性力を用いて挿入されるようにした後、係止溝とフックなどを通じて結合されるようにする構成』は、一般的に使用

されてきたという事実を認めることができ、このような先行技術と対比したとき、本事件第1項発明の係止手段(4)は、『間隔維持部材(111)にリング状の係止溝(41)を形成し、挿着具(2)の第2プレート(21)の後方に突出するように形成された中空ガイド(42)の前方にフック(44)を形成し、係止溝(41)にフック(44)が結合されてかけられるように構成し、フック(44)は、中空ガイド(42)の前方両側に提供される十字状の空間部との間の弾性片(45)の先端に一体に形成されるようにしたこと』であるという点で差がある。

このような事情から、本事件第1項発明は「『リング状の係止溝(41)』と『中空ガイド(42)の前方の空間部との間に突出され形成される弾性片(45)の先端のフック(44)』とが結合されてかけられるように構成されたフック手段(4)」を本質的・特徴的な構成とする発明であるといえる。

しかし、確認対象発明は、本事件第1項発明の『リング状の溝にフック状の部材が弾性力により結合される構成』とは異なり、『挿入孔(230)と係止段差部(240)の二重同心円の構造により突起部材(120)の係止部(121)が同心円の縁全体に囲むようになり、また、突起部材のヘッド部(123)がその最大直径より小さい直径の係止段差部(240)の下端部をむりやりに貫通して結着するように構成された結合手段』を採択している。

従って、確認対象発明は、本事件第1項発明の本質的・特徴的な構成を他の構成に置換したものであるもので、両発明における課題の解決原理が同一であるといえることができない。

紛争

パテントトロールのIV社、初訴訟

世界最大の特許及び知財ビジネス会社であるインテリクチュアル・ベンチャーズ(IV社)が設立以来初めての特許訴訟を起こした。3万件の技術特許を保有し、「パテントトロール(patent troll)」と知られているIV社の訴訟対象には、韓国企業であるハイニックス半導体も含まれている。

12月9日フィナンシャル・タイムズ(FT)紙によると、IV社は米デラウェア連邦地裁に世界的なIT企業9社を相手に訴訟を起こしたとのことである。これらは、3つの分野にわたりIV社の特許を侵害したという疑いをかけられている。ハイニックスを含むエルピーダ、チェック・ポイント、マカフィー、シマンテック、トレンドマイクロ、アルテラ、ラティス、マイクロセミなどがその対象である。ハイニックスは、日本のエ

ルピーダと共に、IV社が保有しているDRAM及びフラッシュメモリなどの回路技術を盗用したという疑いをかけられている。

また、IV社はウイルスの検出及び治療等のセキュリティ技術の分野と半導体の完製品前の試製品を意味するFPGA(Field-Programmable Gate Array)分野でも訴訟を提起したとFT紙は伝えている。

元マイクロソフトの最高技術責任者(CTO)ネイサン・ミアボルド(Nathan Myhrvold)が2000年に設立したIV社は、予めIT、バイオ分野などの特許を安価で買収した後、該当技術を使用しようとする企業にライセンス料を支払わせることで有名である。IV社のライセンス収入は、年間20億ドルに達する。

これまでIV社は3万件を超える特許を保有しているにもかかわらず、たったの一度も直接訴訟を提起したことがない。2009年9月、設立後初めて子会社を通じた迂回的方法でイーストマン・コダック社などを相手に訴訟を提起した。

IV社が特許紛争の前線に出ることによって、世界のIT企業との葛藤も深くなると予想される。IV社が本格的に自社保有の特許で訴訟を提起すれば、IT企業は莫大な被害補償をするか、高いライセンス料の支払いに合意しなければならないなどの大きな打撃を受ける可能性もあるためである。

これに先だってサムスン電子は11月、IV社と包括的な特許ライセンス契約を締結した。これによって、サムスン電子はIV社が保有している特許を広範囲に使用できるだけでなく、特許訴訟のリスクからも逃れたという分析である。

ソニー、 LG電子を相手に特許権侵害で提訴

ソニーが米国でLG電子を相手に特許権侵害訴訟を提起した。

12月29日ブルームバーグ通信によると、ソニーは「LG電子が自社の特許を侵害した」とし、米国国際貿易委員会(ITC)とロサンゼルス連邦地裁に提訴したことを明らかにした。

ソニーは訴状を通じて、「米国市場で販売されているロータス・エリートやネオンなどLG電子の携帯電話が信号伝送機器等、計8種の自社技術が無断で使用している」と主張した。

このような主張が受け入れられる場合、ITCは、LG電子の携帯電話の米国市場への輸入を禁止するか、罰金を課す可能性もある。

これ以外にソニーは、LGを相手にブルーレイプレーヤー技術に関する特許侵害訴訟を提起したことが知られている。

出願動向

グラフェン関連特許出願の動向

近頃、元素の中で炭素ほど注目されている元素はないはずだ。まず、二酸化炭素が地球温暖化の主犯とし、炭素排出権という概念が生じて取引の対象となったり、タンパク質(アミノ酸)の中心元素として生命現象の中心にあったり、原子の配列によって黒鉛やダイヤモンドになったりもする。

ここまではよく知っている事実であろう。

そして、科学に関心のある者であれば、炭素ナノチューブとフラーレンについても聞いたことがあるはずだ。

炭素ナノチューブ(carbon nanotube、CNT)は、6つの炭素からなる六角形が互いに連結されて管状をなしているものであり、管の直径が数～数十ナノメートルに過ぎず、炭素ナノチューブと呼ばれている。1991年日本電気株式会社(NEC)の飯島澄男博士が発見し、半導体、フラットパネルディスプレイ、バッテリー、超強力繊維、バイオセンサなどに使用されており、新たな活用分野に向けての探求が続けられている。

フラーレン(Fullerene)は、炭素原子が五角形と六角形に配列されたボールに近い形状を有する分子を通称するもので、1996年Robert F. Curl Jr. 氏等がこれを見出し、ノーベル化学賞を受賞した。

以下新しく紹介するものはグラフェンである。

グラフェンは、炭素原子が六角形で結合し、蜂の巣状をなしている1層の薄膜であり、銅より100倍も多くの電流を送ることができる。また、曲げたりねじったりしても壊れない性質があるが、英国マンチェスター大学のアンドレ・ゲイム(Andre Geim)博士とコンスタンチン・ノボセロフ(Konstantin Novoselov)博士は、2004年世界で初めて黒鉛からグラフェンを分離することに成功し、完璧な単原子層のグラフェンを得ることによって、グラフェンの性質を明らかにすることに成功した功労を認められ、2010年ノーベル物理学賞を受賞した。

一方、AFM(原子間力顕微鏡)でシリコン(Si)基板上に黒鉛芯を用いてグラフェン膜を形成した米国コロンビア大学の韓国系科学者キム・フィリップ教授は、少し遅れてグラフェンを得ることに成功し、残念ながらノーベル物理学賞の受賞とはならなかった。

しかし、グラフェンに対する応用研究として、昨年にサムスン電子と成均館大学の研究チームは、グラフェンで縦横2

センチの大面积の透明フィルムを作製し、2010年浦項工科大学では猛毒性物質であるヒ素の除去にグラフェンを活用する方法を開発し、ソウル大学物理天文学部のイ・ギュチョル教授のチームがグラフェン上に半導体薄膜を作り、これを自由自在に基板に付けられる技術を具現するなど、韓国も劣っていない。

今後予想されるグラフェンの活用分野は、今より数百倍早い半導体、高効率の太陽電池、スーパーキャパシタ、セロファン紙のように薄いロール状のディスプレイ、手首につける携帯電話、紙のように財布に入れて持ち歩けるコンピュータ、高強度フィルムを含む高強度複合材料等、無限であるため、「夢の新素材」といえる。

グラフェンに対する特許出願動向を見ると、2005年から2009年までの5年間、約2,550件程度のグラフェンに関する特許出願があったが、日増しに増加している。世界の国家別特許占有率を見ると、米国が51%と圧倒的多数を占めている。なお、韓国も11%を占めており、研究開発にかなり多くの投資を行っていることが分かる。

グラフェンは、生産においては未だに大量生産方法を模索する段階にあるが、大量生産が可能になれば、グラフェンの商用化に抜きん出ている韓国が、革新的なディスプレイ、太陽エネルギー、ナノ素材など未来の成長動力産業を占めることになるであろう。

氏名の商標及びサービスマークの出願が人気

自分の名前や顔(実際の写真又はキャラクタ)を入れた氏名商標が人気を集めている。

特許庁によると、商標またはサービスマークの名称(以下商標)に自分の名前や写真(キャラクタ含む)を入れた出願が2005年から現在まで約3,000件に上るほど、活発に行われている。

年度別に見ると、2005年-373件だったのが、2008年-502件、2009年-564件と増加し続けている。2010年の場合、12月初めを基準に515件であったが、月末の統計を集計する場合、出願件数は2009年の水準に達すると予想される。

自分の名前や写真を含む、いわゆる氏名ブランドの出願が増加するのは、大きく二つの理由であると解釈される。

まず、自分の名前を入れる場合、強い識別力を有するため、登録される可能性が高い。商標法では、識別力がない場合、拒絶しているが、名前そのものは自分と他人を区別することができる手段となるため、商標登録が比較的容易である。

また、商標に対する消費者のブランド認知度と信頼度を高めるのに有利である。自分の名前と顔を出したブランドであ

るため、品質とサービスが確保される場合、消費者にブランドのロイヤリティを高めることにも役立つ。

自分の名前と顔を出した商標の中で代表的な事例は、ゴルフ関連の商標を出願したプロゴルファーのヤン・ヨンウンを挙げることができる。

ヤン氏は、2009年PGAチャンピオンシップでタイガー・ウッズを抜いて優勝して歓呼する場面をキャラクタ化したイメージと自分の名前とを組み合わせ、2010年初めに24件の商標を出願した。全てゴルフに関する商標である。

特許庁の関係者は、「氏名は強い識別力を有するだけでなく、パーソナル・アイデンティティ (PI ; Personal Identity) 時代の流れにも合うため、このような氏名商標の出願は増加し続けるであろう」とし、「但し、名前と顔を出しているため、商標登録自体よりも商標を付ける製品の品質を強化して信頼を築き、持続的にブランド化しようとする努力がより重要である」と述べた。

電子・半導体

サムスン電子、炭素ナノチューブ特許を確保

サムスン電子が炭素ナノチューブ (CNT) の基本技術を保有している米Unidym社から特許ライセンスを確保した。これによって、「発光ダイオード (LED) TV」に続く次世代製品として注目を浴びている「ナノTV」の開発及び量産に一步近づいた。

12月9日Unidymは、CNT物質の基本技術、組み合わせ、製造過程、透明フィルム等に関する特許をサムスン電子に譲渡することにし、両社はCNT関連製品を共同開発、量産することを明らかにした。特許権の使用及び譲渡に対する金額は公開されなかった。

UnidymのCEO マークティリーは、「Unidymは数年前からサムスンと協業しており、今回の特許権譲渡を通じてさらにその関係が発展するだろう」としながら期待を示した。

Unidymが登録したCNT特許は計750個余りに達し、サムスン電子は一部中核特許に対しては所有権まで獲得しており、CNT関連製品の開発に本格的に乗り出せるようになった。

CNTは、他の物質との混合を通じ、電気的特性や強度面で多様な性質を有しており、ナノテクノロジー分野の代表的な素材として認められている。

サムスン電子がCNTを用いて開発するナノTVは、LED TVと異なり、バックライトユニット (BLU) 光源として電界発光ディス

プレイ (FED) を使用する。

FEDは、CNTを電極に用いて、各画素毎に微細な光源を点滅できるため、LCD画面の明暗比を極大化できる。

業界の関係者は、「Unidymが保有しているCNT特許が余りにも多いため、これらの技術を利用しなくては、CNTの量産は容易ではない」とし、「今回の契約締結により、サムスン電子は特許紛争の素地をなくし、本格的に製品開発に乗り出せるようになった」と評価している。

ITC、サムスンの特許侵害勝訴は有効

サムスン電子が米国の半導体メーカーであるスパンションの特許権を侵害していないということをITCにより再確認された。

12月23日ブルームバーグ通信によると、米国国際貿易委員会 (ITC) はスパンションがサムスン電子を相手に提起したフラッシュメモリ半導体の特許権侵害訴訟に対して「スパンションの敗訴の判決は有効である」ことを明らかにした。

ITC側はこの日、6人委員会を開き、スパンションの敗訴と判断した Charles E. Bullock判事の2010年10月の判決を再検討しないことにしたと説明した。ITCは、2010年10月にスパンションがサムスン電子を相手に提起したフラッシュメモリの特許侵害訴訟の予審判決でサムスン電子に軍配を上げた。

スパンションは、2008年、サムスン電子が自社のフラッシュ特許を侵害したとし、米デラウェア連邦地裁とITCなどに輸入禁止を含む訴訟を提起した。この会社は、赤字累積で2009年3月に破産保護を申請し、2010年5月に破産保護から外れるなど、財政的困難に陥っている。

化学・金属・生命工学

生活廃棄物のエネルギー化に関する特許出願急増

原油高が続く中で、これまで地下に埋め立てたり、海に投棄したり、焼却していた生活廃棄物が新たなエネルギー源として脚光を浴びている。

特許庁の資料によると、生活廃棄物からエネルギーを得る技術は、2000年以降特許出願が増加し始め、2005年から2009年までの最近5年間は年平均40%の増加率を示している。

特に、計247件の特許出願のうち、85%に達する207件が2000

年以降に出願されたが、これは、原油高時代に入った2000年度を起点に、廃資源を活用した新・再生エネルギー開発に対する社会的要求と政府支援が多くなったためであると解釈される。

生活廃棄物とは、食べ物のゴミ、家畜の糞尿、下水スラッジなど、生活で発生する有機性廃棄物を総称するもので、これを技術的に処理すると、バイオガスやゴミ固形化燃料(RDF ; Refuse-Derived Fuel)のようなエネルギー源に変換できる。

バイオガスは、水分の多い生活廃棄物を無酸素状態で発酵させて得るメタンガスが主成分である気体燃料であり、家庭用や発電用の燃料として使用され、ゴミ固形化燃料は、生活廃棄物を破碎、脱水させて、所定の形状に圧縮した固体状の燃料であり、ボイラーや焼却施設の補助燃料、火力発電所の発電用燃料などに使用される。

特許出願動向を見ると、バイオガスに関する特許出願が42% (105件)、ゴミ固形化燃料に関する特許出願が58% (142件)を占め、絶対多数の97%が韓国人の出願ということと、また、絶対多数の93%が個人や中小企業の出願であるということが特徴である。

これに対して特許庁の関係者は、大規模の処理施設が要求される産業廃棄物の処理場とは異なり、生活廃棄物の処理場は、地域別に分散された小規模の施設である場合が多く、それは関連施設の施工及び運営に中小のメーカーが独自の参与できる力量及び環境が整っているためであると解釈している。

また、廃棄物の海洋投棄を制限するロンドン条約、及び政府が焼却時に発生するダイオキシンなどによる大気汚染と埋立による地下水汚染に対する管理・監督を徹底的に行うこ

とによって、生活廃棄物をリサイクル燃料として利用する技術に対する特許出願は、今後も増加し続ける見通しだと付け加えた。

高層建物火災関連の特許出願急増

高層建物の火災及び待避などに対する社会的関心が高めている中、関連の特許出願が大きく増加している。

特許庁によると、1970年から2010年9月まで高層建物の火災安全に関する特許出願の件数は計1,999件である。

このうち、2000年以前は出願件数が年平均30件余りに過ぎなかったが、2000～2004年は年平均139.4件(計697件)、2005～2009年には年平均186.8件(計934件)と大きく増加した。

特許出願の増加と共に関連技術も多様化されている。1990年代以前は脱出と火災警報に関する技術が全体の90%を占めていたが、以降、不燃内外装材(33%)と脱出(30%)、非常ドアの自動開放(6%)、スプリングクラーのような自動消化関連技術(5%)、除燃関連技術(5%)、放火壁関連技術(3%)などに集計されている。

特許庁の関係者は、「脱出に関する技術特許出願は、これまでも大きな比率を占めているが、高層建物に適用できる技術は非常に少ない」とし、「脱出に関する韓国の技術水準はまだ20階の規模に留まっている」と述べた。

また、「超高層建物に適用可能な関連技術の研究・開発が急を要し、経済的且つ実効性のある優れた特許技術に対しては、実際に適用できるように関連省庁の制度的な支援策を設けなければならない」と付け加えた。

韓国における知的財産問題でお悩みですか

新しい選択、HA & HAにお任せ下さい。

(調査・特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区盤浦洞742-20(榮和B/D)

Tel : +82-2-548-1609

Fax : +82-2-548-9555, 511-3405

E-mail : haandha@haandha.co.kr

Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区盤浦洞742-20(榮和B/D)

Tel : +82-2-3443-8434

Fax : +82-2-3443-8436

E-mail : st@stpat.co.kr